

登録移転（兵庫県から他都道府県へ転出）

現在、兵庫県に登録されている方が、他の都道府県内で就業するにあたり、登録の移転〔転出〕を希望される場合のお手続きです。

なお、必ず転出しなければならないものではないものではない。また、受講地変更を行ったことにより登録地が変更となるわけではございませんので、ご注意ください。

手順

- ①移転先の都道府県に移転が可能か確認を行う。
- ②移転先の都道府県において、手続き方法を確認し、必要書類をそろえる。
- ③必要書類を**兵庫県へ送付する**。
登録住所に変更が生じている場合、兵庫県へ住所変更手続きも同時に行ってください。
※ 都道府県間で処理を行うため、転出先へ直接送付しないでください。

【書類の提出先】

兵庫県福祉部高齢政策課 企画調整班
〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

必要書類

申請に必要な書類は、**移転先の都道府県の介護保険担当課**にお問い合わせください。
また、お持ちの介護支援専門員証を必ず兵庫県まで返納してください。

※申請書類については兵庫県の様式ではありません。
住所変更のお手続きについては、兵庫県福祉部高齢政策課までお問い合わせください。

注意事項

- ・必ず事前に移転先の都道府県に受入状況の確認を行ってください。
- ・提出様式は移転先の都道府県の様式です。兵庫県のものではございません。
- ・必要書類がそろっているか、提出前に必ず確認を行ってください。
- ・兵庫県発行の介護支援専門員証は、必ず兵庫県に返納してください。
- ・現在登録している住所や氏名に変更がある場合は、転出前に必ず兵庫県で変更申請を行ってください。
- ・兵庫県へ提出する際の郵便の種類は指定していませんが、ご不安な方は簡易書留等でお送りください。